

教育の質を高める『働き方改革』推進プラン

令和5年4月1日 校長 稲垣 達也

近年、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日 文部科学大臣）」「学校における働き方改革推進プラン（平成30年2月 東京都教育委員会）」など国レベルで『働き方改革』が強く求められています。また、令和2年からは、「労働基準法」「給特法」「教育職員の在校等時間の上限等に関する方針」等の改正により、**時間外労働の上限を「1か月45時間」「1年360時間」とすることや、年次有給休暇の内5日間は時季を指定して取得させることなど**、教員の業務量の適切な管理等の指針が規定されました。本校においても**働き方改革は、「教育の質の保障」「教員の心身の健康」「教員の適正な処遇」等の面から喫緊の課題である**と捉えています。

1 基本理念

～教育の質を高めるために～

1 目的

教職員一人一人の心身の健康保持の実現と、誇りとやりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、学校教育の質の維持向上を図る。



2 現状と課題

(1) 看過できない教員の勤務実態

令和元年度、本校教員の1割が週の在校時間60時間（つまり月80時間）以上の**過労死ラインを超える時間外労働**をしていた実態がある。さらに数値化されていない休日出勤や自宅での残業を加えると、**過労死ラインを超える教員は3割を超えていたと推測する**。しかも、教員には残業手当が支給されていない。これは**他の業界にはない異常な勤務実態である**。

(2) 多様化・複雑化する学校現場

① **教師としてのあふれる情熱** 本校の教員は、教育への責任感や使命感が高く、常に子供のことを考えている。授業準備や教材研究、ノートや宿題等のチェック、給食・掃除・休み時間等の指導、放課後補習、成績処理、行事等、**子供のために出来ることは無限にある**。

② **降り止まぬ〇〇教育** 食育、情報教育、キャリア教育、環境教育、外国語教育、国際理解教育、安全教育、防災教育、金銭教育、消費者教育、プログラミング教育、主権者教育、がん教育等、中には家庭や社会教育の内容まで**学校には「〇〇教育」があふれている**。

③ **拡大する学校の役割** いじめ・不登校・自殺等の防止対策、アレルギー対策、安全対策、また福祉的課題を抱える子供や特別な教育的ニーズがある子供への対応は不可欠である。さらに、会計事務や文書管理、施設管理など、**学校の役割は枚挙にいとまがない**。

(3) 求められる教員の資質向上

このように、多様化・複雑化する時代だからこそ、**教員に求められる資質能力を確実に身に付けていく重要性**が高まっており、不断に最新の専門的知識や指導技術等を身に付けていく必要がある。**しかし半面、長時間労働により教員の研修時間が十分に確保できにくい**。

(4) 育児や介護等を抱える教員の増加

本校の教員は、教職経験年数10年未満が5割を超えてあり、今後、学校の中核を担うミドル層に移行していくと同時に「出産・子育て」世代となり、また「介護」に携わる教職員の増加も予想される。子育てや介護等に携わりながらも、**勤務しやすい条件整備が必須である**

3 基本方針

次の4点を重点戦略として改革を進める。

- (1) 学校の組織改革
- (2) 教員の業務改善
- (3) 教育活動の精選
- (4) 教員の意識改革



働き方改革 4つの戦略

